

枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（災害への配慮の基準抜粋）

（災害への配慮の基準）

第5条 法第6条第1項第4号の自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

（1） 認定申請対象住宅が、次に掲げる区域（次号イに掲げる区域を除く。）に建築されるものでないこと。ただし、当該区域が廃止され、又は当該区域の指定が解除されることが決定している場合は、この限りでない。

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

（2） 認定申請対象住宅が、次に掲げる区域に係る建築に関する制限の基準に適合するものであること。

イ 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域

ハ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域